

第4号様式（その1）（第5条関係）

(表)

(一般廃棄物収集運搬業用)

許 可

証

綾瀬市指令リ第 24 号

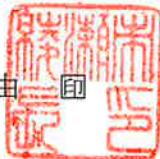
令和 5 年 7 月 3 日

住所 神奈川県厚木市金田 996 番地

氏名 有限会社 長澤商事

代表取締役 長澤 順一 様

綾瀬市長 古 塩 政 由



令和 5 年 6 月 6 日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可
します。

営業所の所在地及び名称	綾瀬市早川 808 番地 17 有限会社 長澤商事 綾瀬営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（生ごみ、紙くず、木くず、缶、びん）
収集・運搬の別	収集・運搬
営業の区域	綾瀬市内
処理及び処分料金	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第 24 条第 1 項及び高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第 9 条第 3 項に定める額の範囲内とする。
営業許可期間	令和 5 年 7 月 4 日～令和 7 年 7 月 3 日
条件	別紙のとおり